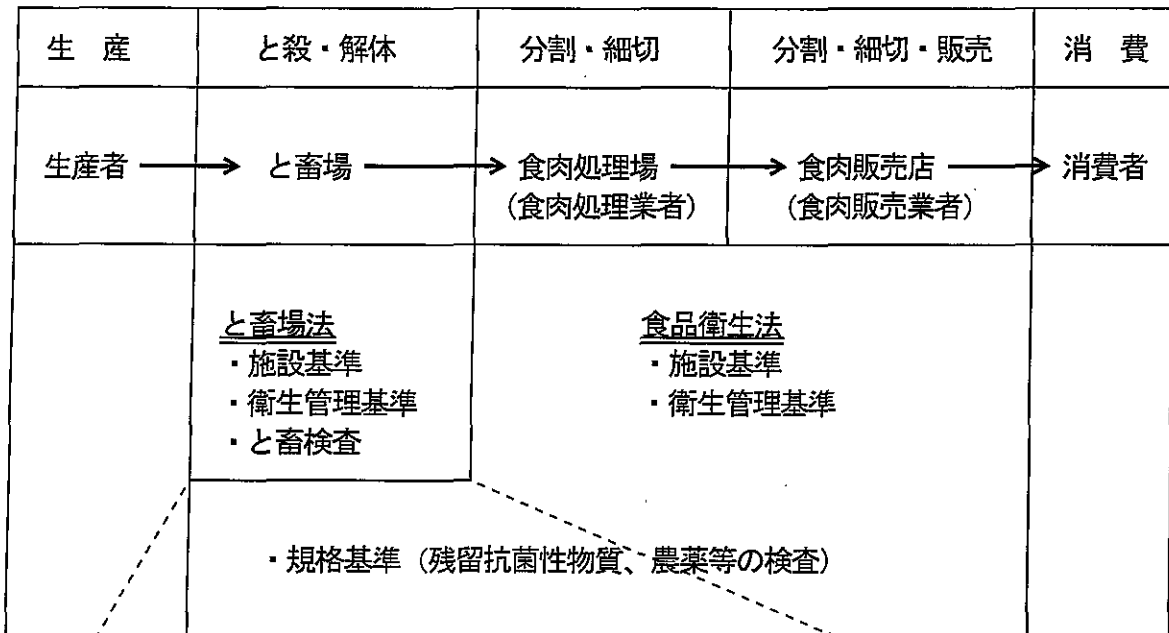


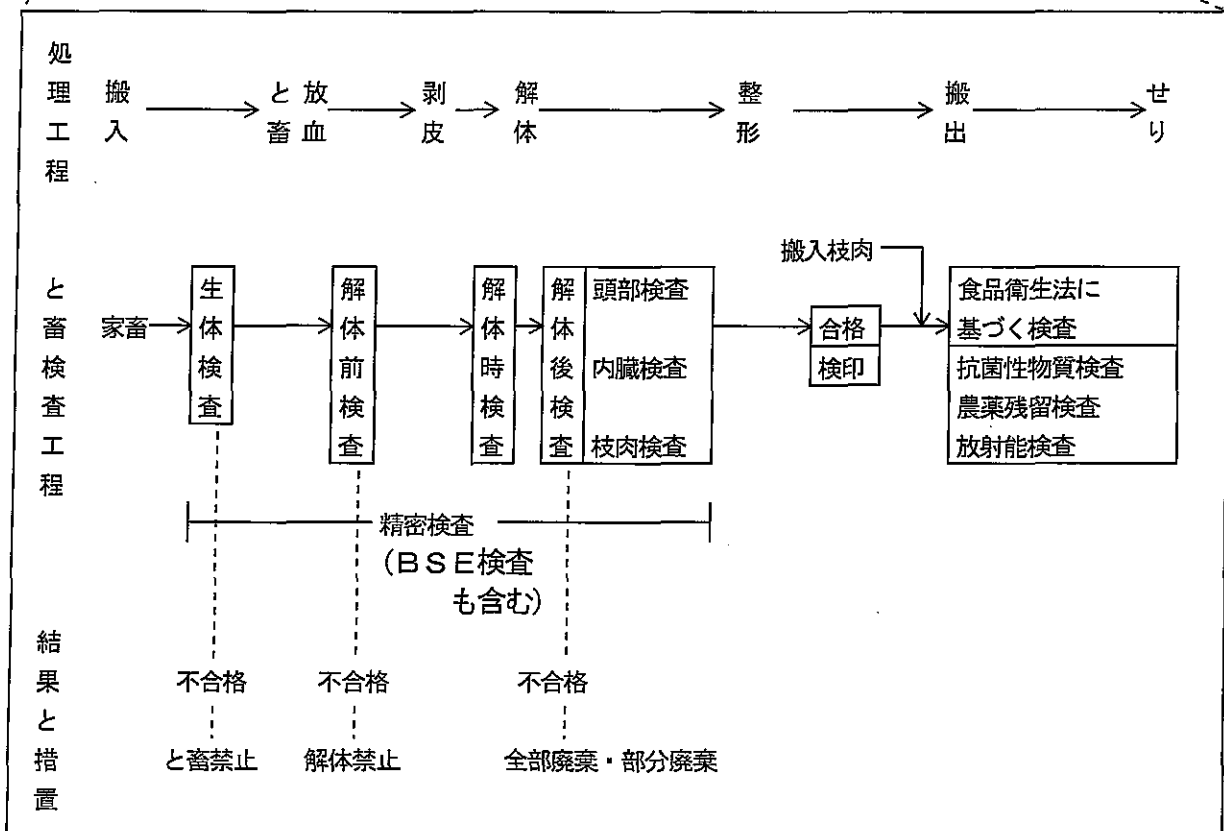
(Q18) クローン牛の食品としての安全性に不安はないのですか。

- 1 これまで説明したように、家畜クローン技術は、核移植等の技術を用いて遺伝的に同一なクローン家畜を作製する技術であって、遺伝子の改変・操作を行うものではありません。
いわば、一卵性の双子や三つ子を人工的に作る技術、植物でいえば、挿し木や組織培養に当たる技術といえます。
したがって、クローン牛は、通常の牛と変わらないと考えられます。
- 2 受精卵クローン牛肉については、一般の牛肉と同様に、と畜の段階で生体に異常がないか、内臓・肉等に異常がないかなど、食品衛生上の病理学的・理化学的な検査が行われており、一般の牛のと畜検査結果と差がありません。また、肉の品質についても検査・格付けが行われています。
したがって、食品としての安全性に問題があるとは考えられません。
- 3 国際的にも受精卵クローン牛の食品としての安全性に問題があるという指摘はありません。
- 4 また、体細胞クローン牛由来生産物の安全性については、厚生労働省が平成11年度から14年度にかけて調査を実施した結果、「クローン技術については、従来技術により生産された牛にはない特有の要因によって食品としての安全性が損なわれることは考えがたい」という最終報告書を取りまとめました。
- 5 しかしながら、農林水産省としては、体細胞クローン技術が新しい技術であることや最終報告書において「クローン牛由来食品の安全性については、慎重な配慮が必要である。」と述べられていることを踏まえ、体細胞クローン牛のデータの収集や分析を行うとともに、体細胞クローン牛及び由来生産物（肉、乳等）の取り扱いについて、検討していくこととしています。

○ 牛肉（クローン牛肉も含む）の検査について



出典：厚生労働省資料より抜粋・一部改変



出典：新編食肉の知識（社団法人 日本食肉協議会）より抜粋、一部改変